

令和 5 年 11 月 24 日
総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

民間競争入札実施事業

「総合無線局監理システム 運用技術支援等の請負」に係る

システム刷新の方向性及び市場化テストの対象事業の開始時期について

1. 事業の概要

総務省の「総合無線局監理システム（電波利用料制度の創設（平成 5 年 4 月に施行。）を基点に無線局数の増加（平成 5 年度末：839 万局から令和 4 年度末：3 億 567 万局に増加。）に伴う行政事務の増大に対応する情報システム。）運用技術支援等の請負」に係る業務（以下「本業務」という。）については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、平成 30 年 12 月から市場化テストを開始し、現在は、市場化テストの対象外の期間となっている（事業期間：令和 4 年 12 月 19 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年 4 か月間）。

（業務内容）

本業務は、下記（ア）から（カ）までの作業を主として行うものである。このほか、業務の引継ぎとして、前運用技術支援事業者及び総務省から引継ぎを受け、並びに請負期間満了時に事業者の変更が生じた場合の引継ぎを行うものである。

（ア）運用管理・監視等：システム運用、ヘルプデスク業務、運転管理、稼働監視管理、障害発生時対応等

（イ）運用サポート業務：問合せ管理、ユーザ ID 管理等

（ウ）業務運用支援：コンテンツ作成対応業務（Web）、データ更新・データ受付・データ取込作業等

（エ）運用実績の評価と改善支援

（オ）附帯運用業務：庶務作業（衛生対策や設備全般の窓口業務、入退室管理業務、作業時の立会い）、外部記録媒体・物品・帳票等の在庫の台帳管理及び入・出庫等の管理等

（カ）システム操作：バックアップ管理、情報システムの設定変更対応、セキュリティパッチ運用等業務

2. 経緯

（1）第 2 期評価時の審議

本業務に係る次期市場化テストについては、令和 3 年度の官民競争入札等監理委員会（令和 4 年 3 月開催）において、総合無線局監理システムがシステムの刷新を令和 6 年 12 月に計画しており、調達単位等は要件定義工程で確定させる予定であることから契約の範囲や契約時期は未定であることを踏まえ、システム刷新の効果が期待できる刷新後のシステム（以下「次期システム」という。）の稼働以降となる令和 6 年度以降の契約を対象に実施することとし、次期システムの方向性は令和 5 年度を目途に官民競争入札等監理委員会へ報告することとされた。

（2）システム刷新の方向

システム刷新について、当初の計画においてはシステム全体を一括で移行する方針の下、令和 3 年度に予備調査を実施することで後続工程の準備とすることとしていた。当該調査の結果について、デジタル統括アドバイザー等有識者の評価を受けたところ、システム規模の大きさに比してシステム刷新に充てられる期間に余裕がない旨の指摘があった。これを踏まえ、システム刷新は、次期システムへの移行を確実に完遂するため、システム全体を国民向けシステム（以下「先行稼働領域」という。）と職員向けシステム（以

下「後続稼働領域」という。)に二分して段階的に実施する方針とし、デジタル統括アドバイザーの了承を得た。

①システム刷新のスケジュール

以下の図のとおり。

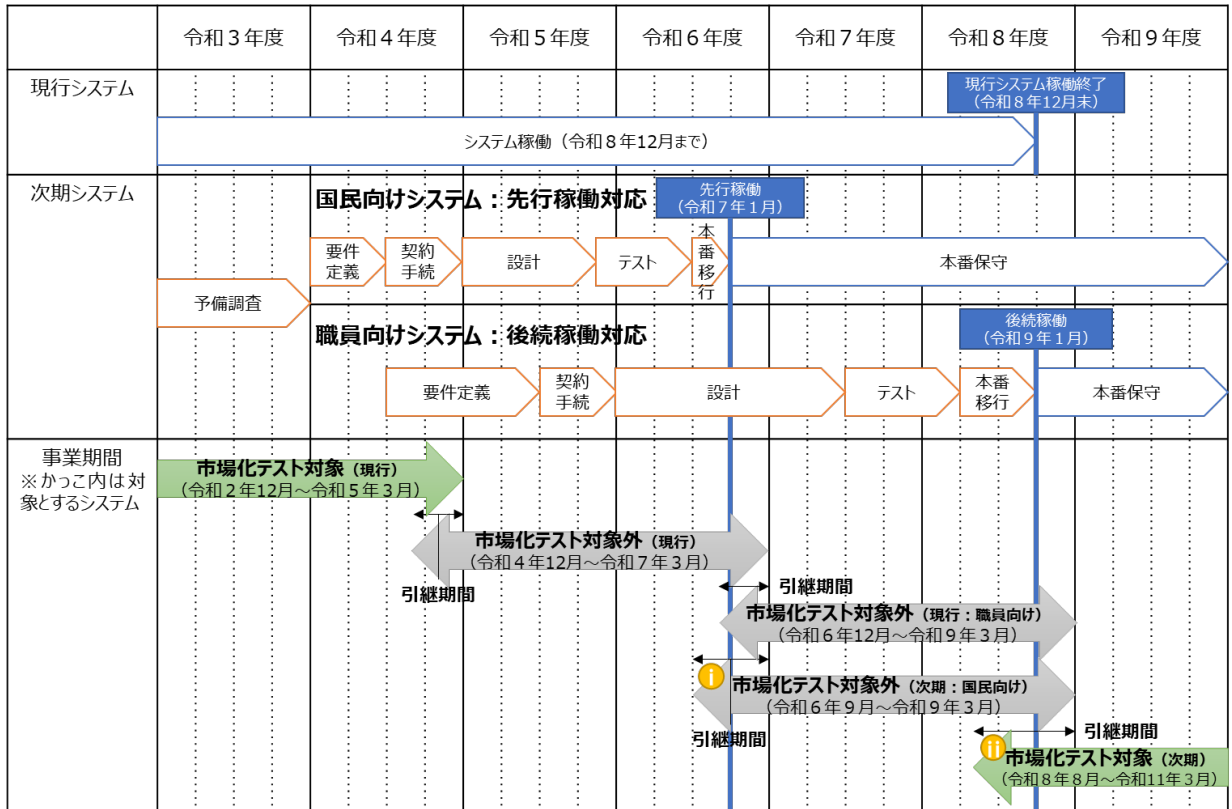


図 総合無線局監理システム 整備スケジュール想定

②今後の調達予定

次期システムのうち先行稼働領域が稼働する令和7年1月から、後続稼働領域が稼働する令和8年度の末までの間、先行稼働領域の運用を担う者(図中 i が該当。以下「先行稼働領域運用者」という。)を調達する。

くわえて、後続稼働領域が稼働する令和8年度(令和9年1月目途)から先行稼働領域及び後続稼働領域を統合して次期システム全体を運用する者(図中 ii が該当。以下「統合運用者」という。)を調達する。なお、令和8年度の先行稼働領域運用者及び統合運用者による業務の重複期間については、前者から後者に対する引継期間に充てる想定。

3. 次回の市場化テストの対象とする事業の開始時期

以下の理由から、本業務に係る次回の市場化テストは、統合運用者(図中 ii)の調達を対象とし、調達に向けた検討が本格化する令和8年1月以降に実施することとしたい。

理由1：先行稼働領域運用者(図中 i)は、稼働したばかりの先行稼働領域における不具合の解消を行う必要がある等、次期システムの一部のみを対象としてシステム刷新の過渡期において一時的に必要な作業を含む形態の調達となることから、次期システムの効果が期待できる調達は統合運用者であること。

理由2：統合運用者が行う運用業務に係る要件は、次期システムの設計開発のうち設計までの工程が完了した時点(令和7年9月目途)で確定すること。

4. 運用要件の競争性向上に係る検討状況

システム刷新の主目的の一つとして、ベンダーロックインの排除を掲げている。現行システムの運用について、システムの構築と導入する特定の機器及びソフトウェア製品に紐づいていることから、構築に携わった者以外には極めて実施が困難であるため、市場化テストに係る取組等を通じて競争性の向上を図ってきた。

このような課題を解消するため、次期システムは、システムをデジタル庁が運用するガバメントクラウド上に構築することで物理的な機器の保有を不要とするほか、システムが特定の製品のみのも有する機能に依拠することのないよう、オープンソースソフトウェア等広く一般に用いられており運用に係る知見が市場に蓄積しているソフトウェアを最大限活用することで、構築に携わった者以外でも運用が可能となるよう設計を進めている。

また、これまでの官民競争入札等監理委員会で得られた競争性確保のための取組（十分な引継期間の確保や必要資料の整備、簡易な業務の職員への移管など）についても、次期システムの設計段階から念頭に置いて構築を進めており、継続して適用する。

これらにより、次期システムの稼働以降での本業務の調達においては、競争性がより向上するよう努める。